

生活福祉資金 緊急小口資金 特例貸付(災害特例)のご案内

この貸付は、令和6年能登半島地震により被災した世帯で、兵庫県内に避難してきた方について特例として貸付を行うものです。ただし、既に他の都道府県社会福祉協議会でこの特例資金を借りられている世帯は対象外です。

貸付条件

貸付金額 10万円以内

※以下の場合には20万円以内

- 世帯員の中に亡くなった方がいるとき ■世帯員に要介護者がいるとき
- 世帯員が4人以上の世帯 ■重傷者、妊産婦、小学生以下の子どもがいる世帯

- ・利子：無利子
- ・据置期間：12か月以内
- ・償還期間：2年（24回払い）以内
- ・連帯保証人：不要

申込方法

- 「生活福祉資金 緊急小口資金のしおり」に記載された方法により申込等を行ってください。なお、特例等によって添付書類等の要件が緩和されている部分があります。詳しくは窓口にてご確認ください。
- 記載の添付書類以外に、「誓約書兼申立書」の提出が必要となります。
- 顔写真入りの身分証明書（コピー）が提出できない場合は、顔写真の撮影に同意をいただく必要があります。
- 借受人の指定する金融機関の口座への送金とします。

償還について

- 12か月の据置期間終了後に、償還が開始されます。
- 償還は原則として兵庫県社会福祉協議会が指定する金融機関からの口座振替となります。
- なお、据置期間終了前に兵庫県社会福祉協議会より生活状況等の現況確認を実施し、償還方法等についての意向確認を行います。貸付後に住所変更等があった場合には、速やかにご連絡ください。

●お申込・相談先：現在、お住いの区社会福祉協議会
（裏面をご参照ください）

実施主体

社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 福祉資金部
神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内
TEL 078-242-7944

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

●詳しくはお住まいの区の社会福祉協議会へご相談ください

区社会福祉協議会は各区役所内に事務局があります

	住 所 (区役所内)	電話番号 (区役所代表番号)
東灘区社会福祉協議会	東灘区住吉東町5丁目2番1号	078-841-4131
灘区社会福祉協議会	灘区桜口町4丁目2番1号	078-843-7001
中央区社会福祉協議会	神戸市中央区東町115番地	078-335-7511
兵庫区社会福祉協議会	兵庫区荒田町1丁目21番1号	078-511-2111
北区社会福祉協議会	北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	078-593-1111
北区社会福祉協議会 北神事務所	北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル2階	078-981-5377
長田区社会福祉協議会	長田区北町3丁目4番地の3	078-579-2311
須磨区社会福祉協議会	須磨区大黒町4丁目1番1号	078-731-4341
垂水区社会福祉協議会	垂水区日向1丁目5番1号	078-708-5151
西区社会福祉協議会	神戸市西区糺台5丁目4-1	078-940-9501

作成：社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

(令和6年2月)